権利擁護支援チーム編成表

後見人が選任された際は、本人に身近な関係者と後見人等が一緒になって「チーム」で日常的に本人を見守り、意思や価値観を継続的に把握しながら権利擁護支援を行うことが大切です。関係者の把握のために是非ご活用ください。

関係者・機関名		氏名	所属	連絡先	備考
	本人				
後	見人•保佐人•補助人•任意後見人				
	ケアマネジャー(高齢)				
	相談支援専門員(障害)				
	病院(医療相談員)				
	施設(生活相談員)				
	サービス事業者				
	(デイサービス、デイケア、				
	ヘルパー、訪問看護など)				
地域	民生委員(※)				
	家族・親族				
-24					

相談	地域包括支援センター(※)	長寿あんしん相談センター	
	障害者基幹相談支援センター(※)	障害者基幹相談支援センター	099-226-1200
	家庭裁判所	鹿児島家庭裁判所 後見係	099-808-3724
	成年後見センター	鹿児島市成年後見センター	099-210-7073
	鹿児島市役所(※)	認知症支援室	099-808-2805
		障害福祉課	099-216-1272
		保健支援課	099-803-6929

(※)の業務内容や問合せ先等については、裏面参照。

権利擁護支援チーム編成表

〇民生委員 · 児童委員

民生委員・児童委員は、市民の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の推進の担い手として、住民の立場に立って活動を行っています。

【主な仕事】・担当地区住民の生活状況を必要に応じて把握・・生活や心配ごとなどの相談や必要な援助・・社会福祉施設や行政機関との連携

【問合せ先】 地域福祉課 216-1244

○長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)

地域で暮らす高齢の方が、イキイキと本人らしい生活を送っていただくための、保健・医療・介護・福祉等に関する総合相談支援の窓口です。 市域を17の「生活圏域」に分け、20カ所のセンターが設置されています。

【主な仕事】・保健・医療・介護・福祉等の総合的な相談・介護予防の推進・高齢者の権利擁護や、虐待の防止・早期発見

・地域の様々な関係者と連携したサポート

【問合せ先】長寿あんしん相談センター 本部 20813-1040



○障害者基幹相談支援センター

障害がある人の相談に応じ、問題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言と、必要なサービスの利用支援や調整を行います。 【主な仕事】

・暮らし、障害福祉サービス、権利擁護等の総合相談支援 ・ささえるネットワーク ・福祉サービス事業所等との連携・協働 【問合せ先】 障害者基幹相談支援センター 226-1200

〇鹿児島市役所

成年後見制度を利用している人で、親族以外の第三者に対する報酬の支払いが難しい場合に助成を受けることができます。

【問合せ先】認知症高齢者 2808-2805

知的障害者 216-1272

精神障害者 2803-6929